

八街市総合計画 2025（仮称）基本構想（案）

に対する意見と市の考え方

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E：その他の意見

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え方
1	関連資料 八街市総合計画 2025（仮称）基本構想(案)【解説編】10頁 4. まちづくりへの市民の期待 4-2. 調査の結果 (1) 八街市のイメージ	八街市のイメージについて、全体的に「思わない」の構成比が高く、特に高い項目である「交通の便がよいまち」、「活気のあるまち」、「発展を続ける現代的なまち」、「遊ぶところの多いまち」を意識して、具体策を組んで問題解決をしてほしい。	D	ご意見いただいた箇所につきましては、基本構想（案）の部分ではないため、今回加筆・修正等は実施いたしません。当該内容に関連した施策については、同資料P13に記載のとおり、最優先改善エリアに分類されているため、具体的な施策を定める基本計画を策定する際の参考とさせていただきます。
2	その他	1 提案趣旨 八街を「八つの街」という捉え方から、古事記の天孫降臨の中にある「天の八衢（やちまた）」と言う高天の原と葦原の中つ国の八方に分かれる分岐点と捉える事を提案します。 2 個別内容 (1) 地勢的特性から、成田空港（天空）を有する成田市、地上近傍の千葉市、富里市、山武市、佐倉市、酒々井町との近接にあり、近傍市等との連携・協働を第一義とすべきです。 (2) 八街独自文化の淵源を、古事記に求め、新たな文化価値を創出してはいかがでしょうか。 (3) 2次元的思考から3次元以上	C	ご意見いただいた内容につきまして、(1)の近傍市等との連携という部分については、基本構想（案）P8にてあらゆる主体との連携という形で記載させていただいており、その中に近傍市等も含まれております。 (2)の新たな文化価値の創出については、具体的な施策を定める基本計画を策定する際の参考とさせていただきます。 (3)の2次元的思考から3次元以上の思考への変化については、P8にて、課題について一つの側面だけでなく多角的な視点で捉え、課題解決に取り組む旨記載させていただいております。

		の思考に変化させ、「八街」を「八衢」の日本古来の意義付けとして再考しては、いかがでしょうか。		
3	<p>八街市総合計画2025(仮称)基本構想(案) 7頁</p> <p>3. まちづくりのテーマ 3-1. 八つの政策目標 七の街 めざします！市民に寄り添うやさしい街</p>	<p>「七の街 めざします！市民に寄り添うやさしい街」にある内容は行政サービスを提供するにあたって当然目指すべき内容であって、まちづくりを総合的・計画的に進めるための方針として掲げるには他の七つの政策と比較してもやや消極的な印象を受けたため、なくすことを提案します。</p> <p>その代わりとして、市民意識調査の結果で八街市に「活気のあるまち」というイメージを持つ人が少ないことや「活気」を生み出す若い世代の活躍を後押しする取り組みが必要だと思うこと、加えて、コロナの5類移行という情勢の変化を汲み取り、コロナ禍で制限されてきた「賑わい」を取り戻す政策に市が重点を置くべきだと思うため、現在の基本構想には明記されていますが新案ではなくなってしまう「まちに賑わいをもたらす産業の振興」のような街に活気をもたらすことを目指す内容を組み込むことを提案します。</p>	A	<p>ご意見いただいた内容につきまして、「七の街」は市民と直接的に関わる機会が多い業務の総括的な政策目標であり、ご指摘のとおり当然目指すべき内容でございます。しかしながら、少子高齢化などの社会情勢の移り変わりに伴い、変化・複雑化・多様化する市民ニーズに適宜柔軟に対応する必要があるため、今後の行政においても重要な政策であると考えております。</p> <p>また、「賑わい」についての政策は、「六の街 めざします！豊かな自然と活気あふれる街」に含まれておりますが、より分かりやすくするため、説明にて加筆いたします。</p> <p>なお、ご提示された「まちに賑わいをもたらす産業の振興」のような産業振興については、より具体的な内容であるため、次期総合計画では今後策定する基本計画にて掲載を予定しております。</p>
4	<p>八街市総合計画2025(仮称)基本構想(案) 9頁</p> <p>3. まちづくりのテーマ 3-2. 三つの分野横断的な視点 2. 協働のまちづくりの推進 (2) 地域自治と行政参加の推進</p>	<p>「日々の暮らしそのものがまちづくりであり、市民一人ひとりの活動がまちづくりの基礎となります。」の「市民」には投票権を持たない子どもが含まれることを補足することを提案します。</p> <p>子ども家庭庁の創設に伴い「子どもの権利」が今まで以上に注目されるようになりました。選挙権を持たない子どもが地域自治に関わったり行政参加したりなど社会に参画することは、子どもの声を街づくりに反映させることに繋がります。基本構想にうたわれている「市民」には選挙権をもたない子どもももちろん含まれていますが、「子どもの権利」を守る強い意志があることを分かりやすく示す表記が必要であると考えます。</p>	A	<p>ご意見いただいた内容につきまして、ご認識のとおり、「市民」には選挙権をもたない子どもも含まれております。「子どもの権利」を守ることはもちろん重要でございますが、まちづくりは性別・年齢・国籍・宗教などにとらわれない多様な立場の人によってなされております。</p> <p>当該頁ではその旨の明記がございませんでしたので、加筆いたします。</p>